

別紙

諮問第1365号

答 申

1 審査会の結論

「平成30年度における〇〇区の福祉事務所に係る東京都指導検査結果復命書中、生活保護法施行事務指導検査の結果通知書、指導台帳、指導検査結果報告書及び検査書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成31年4月25日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、担当職員の職務経歴及び当該職員に対する記載者の主観的評価など公にすることにより検査の相手方との信頼関係が損なわれるおそれがある部分について条例7条2号及び6号により、特定の保護世帯について記載されている部分について同条2号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年12月17日に実施機関から理由説明書を、令和2年2月17日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月17日（第208回第二部会）から同年9月24日（第210回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 生活保護法施行事務指導検査について

生活保護法（昭和25年法律第144号）23条1項は、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員にその監査を行わせなければならないと規定し、これに基づき、実施機関は、管内の福祉事務所に対する指導監査を実施している。この生活保護法施行事務指導検査は、福祉事務所における生活保護法施行事務の実施に係る適否を関係法令等に照らして個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政を適正かつ効率的に運営できるよう指導、援助するものである。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる公文書を対象公文書として特定し（以下「本件対象公文書」という。）、別表2に掲げる本件非開示情報1については条例7条2号及び6号に、本件非開示情報2については条例7条2号に該当することを理由として、一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1及び2の非開示情報該当性について

本件非開示情報1を審査会が見分したところ、福祉事務所の組織的運営に関する幹部職員の取組状況が記録作成者の評価とともに記載されていることが確認できる。特定職員の取組状況に対する実施機関の評価、判断に関する情報を公にすることとなると、検査対象機関が将来の評価等を想定した対応に終始し、これにより職務遂行状況の正確な把握が困難になるなど、実施機関の指導検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

また、本件非開示情報2を審査会が見分したところ、指導検査の対象となった区の特定支所における特定の被保護世帯に関する生活保護の具体的な状況が記載されてお

り、その記載内容から、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において、本件開示請求に関する開示決定等の期間延長などについて種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
平成30年度の〇〇区の指導検査の記録簿

別表2 本件対象公文書、開示しない部分及びその理由

(公文書の件名)	
平成30年度における〇〇区の福祉事務所に係る東京都指導検査結果復命書中、生活保護法施行事務指導検査の結果通知書、指導台帳、指導検査結果報告書及び検査書	
(開示しない情報を含む部分)	
平成30年度指導検査結果報告書	
重点事項、組織的運営の推進 (1) 組織的運営の推進に向けた所長等幹部職員の取組 ＜本件非開示情報1＞	担当職員の職務経歴が記載されており個人情報に当たる情報であること及び記載者の主観的評価が記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務に支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及び6号)。
重点事項、事項別「運営管理」 ＜本件非開示情報2＞	特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。